

平成23年10月5日

教育警察常任委員会資料

付託議案審査

議案第17号

財産の取得について

【資料1】 ----- 1頁

所管事項報告

- 「みえ県民カビジョン（仮称）」中間案について【資料2】 ----- 2頁
施策122・犯罪対策の推進
- 犯罪情勢・交通情勢
 - * 犯罪情勢について 【資料3】 ----- 4頁
 - * 交通事故情勢と年末に向けた交通死亡事故抑止対策について 【資料4】 ----- 6頁

三重県警察本部

議案第17号 財産の取得について				
契約の名称		ノートパソコンの購入		
履行の場所		三重県警察本部警務部情報管理課及び県内18警察署		
契約の金額		88,976,523円		
契約の相手方の住所及び氏名		三重県津市藤方南八木田1072番地1 三重リコピー販売株式会社 代表取締役 林 昭 久		
契約締結年月日		平成23年8月12日（仮契約日）		
契約期間		三重県議会の議決日から平成24年1月31日		
<p>契約内容</p> <p>警察本部警務部情報管理課及び県内18警察署のノートパソコンの更新に係る機器の購入</p> <p>機器の内訳 ノートパソコン 1,145台</p>				
契約の方法		一般競争入札		
入札方法	年月日	平成23年8月2日	価 格	最低 84,739,546 円
	業者数	8		最高 196,800,000 円
	回数	1回	摘 要	

施策 122

犯罪対策の推進

(主担当部局：警察本部)

めざす姿

地域社会における絆と人びとの高い規範意識があいまって、犯罪の起きにくい社会が構築されています。また、社会全体で犯罪被害者等に対する支援が行われています。

平成 27 年度末での到達目標

県民に強い不安を与える凶悪犯罪や県民の身近で発生する街頭犯罪等が、地域と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動等により減少しています。また、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運が高まっています。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現 状 値	目 標 値
刑法犯認知件数		

〔目標項目の説明〕

- ・ 刑法犯（道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷および危険運転致死傷を除く）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数（三重県警察本部犯罪統計資料（暦年1月～12月））

現状と課題

- ・ これまで地域の安全を確保するため、犯罪の検挙と抑止に取り組んできた結果、県内の刑法犯認知件数は、平成14（2002）年をピークに減少傾向にあるものの、県民に強い不安を与える凶悪犯罪・侵入犯罪、県民の身近で発生する街頭犯罪、暴力団等による組織犯罪等は、依然として後を絶たず、県民の不安を解消するには至っておりません。
- ・ このような現状において、刑法犯認知件数の減少傾向を定着させ、県民が「安全・安心」を実感できる地域社会を実現するため、自主防犯活動に対する支援等地域と一体となった犯罪抑止活動や凶悪犯罪、街頭犯罪等に対する検挙活動を一層推進する必要があります。

取組方向

- ・ 犯罪に強いまちづくりを推進するため、犯罪の被害に遭いにくい生活環境の確保、子どもや女性の安全の確保、自主防犯活動団体の活性化などに取り組みます。
- ・ 犯罪の徹底検挙と抑止のため、初動捜査活動の強化、科学捜査活動の高度化などを推進します。また、暴力団等による組織犯罪に対しては、違法行為の取締り、薬物・銃器の根絶など、総合的な対策を推進します。
- ・ 犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族等を社会全体で支え、被害者も加害者も出さないまちづくりを推進します。
- ・ 交番・駐在所等警察活動の基盤となる施設、装備資機材等の整備・充実を図ります。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現 状 値	目 標 値
街頭犯罪等の認知件数		
凶悪犯の検挙率		
主な侵入犯罪の検挙人員		
暴力団検挙人員		
犯罪被害者等支援率		
交番・駐在所施設の充実度		

〔目標項目の説明〕

- ・街頭犯罪等（空き巣、忍込み、自動車盗、車上ねらい、ひったくり、路上強盗、強姦、強制わいせつ、略取誘拐）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数（三重県警察本部犯罪統計資料（暦年1月～12月））
- ・凶悪犯（殺人、強盗、放火、強姦）について、1年間に認知した件数に占める検挙した件数の割合（三重県警察本部犯罪統計資料（暦年1月～12月））
- ・主な侵入犯罪（侵入強盗、侵入窃盗、住居侵入）について、1年間に検挙した人数（三重県警察本部犯罪統計資料（暦年1月～12月））
- ・暴力団構成員、準構成員等を1年間に検挙した人数（三重県警察本部犯罪統計資料（暦年1月～12月））
- ・被害者支援要員の運用対象事件（身体犯事件、重大な交通事故事件等）のうち、被害者支援要員を運用した事件の割合（警察本部警務部調べ（暦年1月～12月））
- ・交番・駐在所のうち、相談室および来訪者用トイレが設置された施設の占める割合（警察本部警務部調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
12201 みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進 (主担当：警察本部生活安全部)	警察、自治体、地域住民、ボランティア団体などが連携した犯罪抑止活動等により、県民の身近で発生する犯罪を減少させます。
12202 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化 (主担当：警察本部刑事部)	検挙その他の各種対策の強化により、県民が強い不安を感じる凶悪犯罪・侵入犯罪をはじめとする各種犯罪を減少させます。
12203 組織犯罪対策の推進 (主担当：警察本部刑事部)	検挙その他の各種対策の強化により、暴力団等の組織を背景に敢行される犯罪を減少させます。
12204 犯罪被害者支援対策等の充実 (主担当：警察本部警務部)	犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族等を社会全体で支援する機運を高めます。
12205 県民の安全を守る活動基盤の整備 (主担当：警察本部警務部)	交番・駐在所等の活動拠点や捜査支援システムなど、警察活動を支える基盤の整備を図ります。

関連する施策

関連する個別計画

犯 罪 情 勢 (平成23年8月末)

1 刑法犯

	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率
平成23年8月	14,397	4,115	1,967	28.6%
平成22年8月	15,611	4,135	2,185	26.5%
増減数(率)	-1,214(-7.8%)	-20(-0.5%)	-218(-10.0%)	+2.1P

- 平成23年8月末現在の認知件数は14,397件、前年同期と比べ1,214件、率にして7.8%の減少
- 検挙件数は4,115件で、前年同期と比べ20件、率にして0.5%の減少、検挙率は28.6%で、前年同期と比べ2.1ポイント上昇

2 凶悪犯

	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率
平成23年8月	53	38	33	71.7%
平成22年8月	38	29	29	76.3%
増減数(率)	+15(+39.5%)	+9(+31.0%)	+4(+13.8%)	-4.6P

※ 凶悪犯：殺人・強盗・放火・強姦

- 平成23年8月末現在の認知件数は53件で、前年同期と比べ15件、率にして39.5%の増加
- 検挙件数は38件で、前年同期と比べ9件、率にして31.0%増加、検挙率は71.7%で、前年同期と比べ4.6ポイントの低下

3 振り込み詐欺

	認知件数	被害金額
平成23年8月	45	約5,000万円
平成22年8月	33	約1,090万円
増減数(率)	+12(+36.4%)	+約3,910万円(+358.7%)

※ 振り込み詐欺：オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺

- 平成23年8月末現在の認知件数は45件で、前年同期と比べ12件、率にして36.4%、被害額は5,000万円で、前年同期と比べ約3,910万円、率にして358.7%の増加

4 組織犯罪の状況

(1) 暴力団勢力

平成23年6月末現在の暴力団勢力は、35団体910人

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
団体数	61	57	59	56	54	54	49	44	41	35
暴力団勢力	1,510	1,440	1,460	1,420	1,420	1,450	1,370	1,170	1,160	920

(2) 暴力団犯罪

	検挙人員	
	うち刑法犯	うち特別法犯
平成23年8月	167	74
平成22年8月	145	39
増減数(率)	+22(+15.2%)	+35(89.7%)

- 平成23年8月末現在の検挙人員は167人で、前年同期に比べ22人(15.2%)の増加
- 検挙人員のうち、刑法犯が93人(55.7%)、特別法犯が74人(44.3%)

(3) 銃器・薬物犯罪

	けん銃押収状況		薬物犯	
	押収数	うち暴力団	検挙人員	うち暴力団
平成22年8月	8	1	104	42
増減数(率)	-8(-100.0%)	-1(-100.0%)	-13(-12.5%)	-4(-9.5%)

- 平成23年8月末現在の拳銃押収はなく、前年同期に比べ8丁の減少
- 平成23年8月末現在の薬物犯検挙状況は91人で、前年同期に比べ13人、率にして12.5%の減少

5 来日外国人犯罪

	検挙人員	
	うち刑法犯	うち特別法犯
平成23年8月	106	21
平成22年8月	99	32
増減数(率)	+7(+7.1%)	-11(-34.4%)

- 平成23年8月末現在の検挙人員は106人で、前年同期に比べ7人、率にして7.1%の増加
- 検挙人員のうち、刑法犯が85人(80.2%)で、特別法犯が21人(19.8%)

交通事故情勢と年末に向けた交通死亡事故抑止対策について

1 交通事故発生状況（平成23年8月末）

死者数56人（前年比-15人、平成20年対比-5人）

- 前年に比べ人身事故件数、死者数、負傷者数、物損事故件数とも全て減少
- 死者数が過去最少を記録した平成20年と比べて人身事故件数、死者数、負傷者数は減少

区 分	交通事故 件数	人身事故 件数	死亡事故		負傷者数	物損事故 件数
			件数	死者数		
平成23年8月末	40,846	6,902	51	56	9,158	33,944
平成22年8月末	41,476	7,414	71	71	9,804	34,062
増減数	-630	-512	-20	-15	-646	-118
増減率(%)	-1.5	-6.9	-28.2	-21.1	-6.6	-0.3
平成20年8月末	41,132	7,825	60	61	10,267	33,307
増減数	-286	-923	-9	-5	-1,109	637
増減率(%)	-0.7	-11.8	-15.0	-8.2	-10.8	1.9

※ 平成20年は統計が残る昭和29年以降で、死者数が過去最少

■ 交通死亡事故の特徴

- 高齢者(65歳以上)の構成率が高い（全死者数に占める割合）
⇒56人中29人(前年比-12人) 構成率51.8%(全国46.8%)
- 四輪乗車中死者のシートベルト非着用率が高い
⇒26人中14人(前年比-4人) 構成率53.8%(全国48.5%)
- 飲酒運転の事故が後を絶たない
⇒4件(前年比+1件) 構成率8.7%(全国6.5%)

2 年末に向けた交通死亡事故抑止対策

(1) 過去5年間（平成18年～平成22年）の特徴

- 交通死亡事故が増加傾向⇒10月以降(月平均)約4.7人増加(約1.5倍)

■ 月平均死者数(人)

区 分	1~9月	10~12月	
月平均	9.5	☆14.2	約1.5倍
合計	85.8	42.6	

■ 月平均死者数の推移(人)

区 分	H18	H19	H20	H21	H22
1~9月	121	80	71	75	82
10~12月	46	38	39	37	53

- 高齢死者が増加傾向

⇒高齢死者：10月以降(月平均)約2.4人増加(約1.5倍)

⇒状態別(歩中・自転車乗中)：10月以降(月平均)約2.4人増加(約2.0倍)

※ 8月末現在：歩行中12人、自転車乗用中3人 計15人(51.7%)

■ 月平均高齢死者数(人)

区 分	1~9月	10~12月	
月平均	4.7	☆7.1	約1.5倍
合計	42	21.4	

■ 月平均状態別高齢死者数(人)

区 分	1~9月	10~12月	
四輪乗車中	1.5	1.8	
自二乗車中	0.2	0.1	
原付乗車中	0.6	0.5	
自転車乗用中	0.5	☆1.0	約2.0倍
歩行者等	1.8	☆3.7	約2.1倍

- 薄暮時間帯から夜間にかけて交通事故が増加傾向
 ⇒事故死者：16時～20時の時間帯…10月以降(月平均)約2.0人増加(約2.1倍)
 ⇒高齢死者：16時～20時の時間帯…10月以降(月平均)約1.8人増加(約2.8倍)

■月平均時間帯別死者数(人)

時間帯別	1～9月	10～12月
0～4時	1.2	1.5
4～8時	1.7	2.6
8～12時	1.6	2.5
12～16時	1.7	2.1
16～20時	1.8	☆3.8
20～24時	1.5	1.7

約2.1倍

■月平均時間帯別高齢死者数(人)

時間帯別	1～9月	10～12月
0～4時	0.2	0.1
4～8時	0.9	1.0
8～12時	1.2	1.6
12～16時	1.0	1.3
16～20時	1.0	☆2.8
20～24時	0.5	0.4

約2.8倍

- 飲酒運転を伴う交通事故がいまだ後を絶たない

■飲酒運転事故(人身事故)発生件数(件)

区分	1～9月	10～12月	年平均
月平均	10.3	9.0	120
うち死亡事故	0.9	1.0	11

(2) 重点推進事項

ア 高齢者、特に歩行中・自転車利用中の交通死亡事故抑止対策の推進

高齢者に対する計画的・効果的な交通安全教育等の推進

- 自治体、福祉関係者等と連携した実効ある交通安全教育の推進

緊急雇用創出事業を始め、「高齢者交通安全教育ステップアップ事業」、及び「S・Sデー」等と連動し、高齢者が集まる場所などを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進

イ 事故多発時間帯(薄暮時間帯・夜間)に重点を置いた街頭活動の強化

交通事故の発生実態に即した事故が多発する薄暮時間帯や夜間における交通指導取締り等街頭活動の強化

- 重点的な街頭活動の展開

要点箇所における交通監視、事故多発地域及び幹線道路における流動警戒等、ドライバー等に緊張感を持たせる街頭活動の強化

- 『交通安全“見える・見せる”キャンペーン』の推進

運転者に対する「自動車の前照灯のこまめな切替」、「夕暮れ時の早めのライト点灯」、歩行者に対する「明るい服装と夜光反射材の着用」の指導・啓発を実施

ウ 飲酒運転根絶対策の推進

年末に向けた飲酒運転取締りの強化等飲酒運転根絶対策の推進

- 広報啓発活動等の推進

関係機関・団体と連携した「ハンドルキーパー運動」の普及啓発等、飲酒運転根絶のための社会環境づくりを推進

- 交通指導取締りの強化

飲酒運転による交通事故の分析等を踏まえた効果的な取締りの強化